

第 82 号

令和 5 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	203,496人	191,062人
外 来	245,187人	226,197人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	556人	522人
外 来	1,009人	931人

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	26,927,141千円	176,608千円	27,103,749千円
第 1 項 医 業 収 益	23,069,790千円	△253,915千円	22,815,875千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,857,351千円	140,523千円	3,997,874千円
第 3 項 特 別 利 益		290,000千円	290,000千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	28,272,097千円	1,229,686千円	29,501,783千円
第 1 項 医 業 費 用	26,927,801千円	983,736千円	27,911,537千円
第 2 項 医 業 外 費 用	1,344,296千円	245,950千円	1,590,246千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,230,624千円」を「不足する額1,230,171千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,062千円及び過年度分損益勘定留保資金1,228,562千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39千円及び過年度分損益勘定留保資金1,230,132千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,050,432千円	453千円	6,050,885千円
第1項 企業債	999,000千円	△7,000千円	992,000千円
第2項 負担金	1,049,280千円	349千円	1,049,629千円
第4項 補助金	2,152千円	7,104千円	9,256千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 999,000	千円 992,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	13,354,972千円	618,002千円	13,972,974千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「6,370,000千円」を「7,200,000千円」に改める。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 83 号

令和 5 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h	333,232,789 k W h
	太陽光発電所	4,641,000 k W h	5,354,257 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	811,599千円	838,470千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	3,812,102千円	87,180千円	3,899,282千円
第 1 項 営 業 収 益	3,804,574千円	84,236千円	3,888,810千円
第 2 項 財 務 収 益	1,588千円	1,657千円	3,245千円
第 3 項 事 業 外 収 益	5,940千円	1,287千円	7,227千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	3,529,213千円	△40,153千円	3,489,060千円
第 1 項 営 業 費 用	3,389,397千円	△106,968千円	3,282,429千円
第 3 項 事 業 外 費 用	134,815千円	66,815千円	201,630千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額503,808千円」を「不足する額3,530,238千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,678千円及び建設改良積立金430,130千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,385千円、建設改良積立金549,374千円及び過年度分損益勘定

留保資金2,879,479千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	313,519千円	10,310千円	323,829千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	300千円	△58千円	242千円
第3項 そ の 他 収 入	833千円	10,368千円	11,201千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	817,327千円	3,036,740千円	3,854,067千円
第1項 建 設 改 良 費	811,599千円	26,871千円	838,470千円
第2項 投 資	5,728千円	3,009,869千円	3,015,597千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	977,163千円	△16,347千円	960,816千円

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 84 号

令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(2) 年間総給水量	67,391,580m ³	67,127,775m ³	吉野川北岸工業用水道	38,660,580m ³	38,687,880m ³
			阿南工業用水道	28,731,000m ³	28,439,895m ³
(3) 1日平均給水量	184,130m ³	183,410m ³	吉野川北岸工業用水道	105,630m ³	105,705m ³
			阿南工業用水道	78,500m ³	77,705m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	381,383千円	404,637千円
			阿南工業用水道改良工事	109,189千円	126,360千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,283,982千円	81,516千円	1,365,498千円
第 1 項 営 業 収 益	1,221,910千円	83,787千円	1,305,697千円
第 2 項 営 業 外 収 益	62,072千円	△2,271千円	59,801千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,237,069千円	8,244千円	1,245,313千円
第 1 項 営 業 費 用	1,212,727千円	△14,275千円	1,198,452千円
第 2 項 営 業 外 費 用	24,342千円	22,519千円	46,861千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額566,336千円」を「不足する額583,645千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,352千円及び過年度分損益勘定留保資金526,984千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,456千円、減債積立金35,000千円及び過年度分損益勘定留保資金506,189千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	57,691千円	23,116千円	80,807千円
第1項 固定資産売却代	1,151千円	1,076千円	2,227千円
第3項 補助金		16,820千円	16,820千円
第4項 その他収入		5,220千円	5,220千円
支 出			
第1款 資本的支出	624,027千円	40,425千円	664,452千円
第1項 建設改良費	490,572千円	40,425千円	530,997千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	228,980千円	△30,290千円	198,690千円

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 85 号

令和 5 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度徳島県土地造成事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 款 事 業 収 益		7,785千円	110千円	7,895千円
第 2 項 営 業 外 収 益		45千円	110千円	155千円
支 出				
第 1 款 事 業 費 用		1,827千円	50千円	1,877千円
第 1 項 営 業 費 用		1,826千円	50千円	1,876千円

令和 6 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 86 号

令和5年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	11,170千円	9,072千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	65,755千円	71千円	65,826千円
第2項 営業外収益	695千円	71千円	766千円
支 出			
第1款 事業費用	63,461千円	△1,831千円	61,630千円
第1項 営業費用	63,460千円	△2,636千円	60,824千円
第2項 営業外費用	1千円	805千円	806千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額11,170千円」を「不足する額9,072千円」に、「過年度分損益勘定留保資金11,170千円」を「過年度分損益勘定留保資金9,072千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	11,170千円	△2,098千円	9,072千円
第1項 建設改良費	11,170千円	△2,098千円	9,072千円

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 87 号

令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年間総処理水量	2,730,000m ³	2,310,000m ³
(3) 1日平均処理水量	7,459m ³	6,311m ³
(4) 主要な建設改良事業		
流域下水道整備事業	13,000千円	32,000千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,004,001千円	△27,895千円	976,106千円
第 1 項 営 業 収 益	340,943千円	△29,252千円	311,691千円
第 2 項 営 業 外 収 益	663,058千円	1,357千円	664,415千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,004,001千円	△27,895千円	976,106千円
第 1 項 営 業 費 用	895,235千円	△28,487千円	866,748千円
第 2 項 営 業 外 費 用	108,766千円	592千円	109,358千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

収 入				
第1款 資本的 収 入		602,251千円	19,200千円	621,451千円
第1項 企 業 債		327,000千円	5,000千円	332,000千円
第2項 補 助 金		244,655千円	9,450千円	254,105千円
第3項 負 担 金		30,596千円	4,750千円	35,346千円
支 出				
第1款 資本的 支 出		602,251千円	19,200千円	621,451千円
第1項 建 設 改 良 費		13,000千円	19,000千円	32,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金		562,051千円	200千円	562,251千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
流域下水道整備事業	千円 327,000	千円 332,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	17,413千円	590千円	18,003千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第8条中「364,045千円」を「365,178千円」に改める。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純